

広島国際大学におけるハラスメントに関する 相談と問題解決の流れ（相談者が教職員の場合）

（１） ハラスメントを感じたら、「人権侵害防止相談員」に相談

※大学代表メール（HIU.Camphrs@joshu.ac.jp）へ連絡

（２） 以下のいずれかを選択する。

★相談員との面談 ※大学ホームページにて相談員一覧を確認
相談内容の確認、相談者が希望する解決策を正しく理解する。
相談は原則２名の相談員で対応する。

★外部相談窓口 ※詳細はサイボースで確認
公益財団法人 21 世紀職業財団へ連絡する。
相談者の希望により財団より人権侵害防止委員会に連絡がある。

（３） 以下のいずれかを選択する。

★自己解決 アドバイスを受けて自分で解決する。

★調整 上位者が当事者双方の主張を公平な立場で調整するように当事者が相談員と一緒に依頼する。

★申立て 相手への特別な措置を希望する場合に行う。
※匿名不可、途中で取り下げることが可能。

（４） 申立て⇒人権侵害防止委員会

★調査（調停）

人権侵害防止委員会内に新たに調査委員会を設置し、ハラスメントの有無判断を実施する。申立人および相手方の双方から事実関係を聴取する。必要に応じて相手やその監督者とも協議する。

★分離

環境改善が不可能な場合に相手と分離できるように上位者に委員会として依頼する。緊急の場合は事実確認前に行うこともある。

（ハラスメント判断はしない。）

★注意等説諭

ハラスメント相談があったことを相手に報告し、上位者から指導や助言を行うよう委員会として依頼する。（ハラスメント判断はしない。）

※ハラスメントの有無の判断を行います。

しかし、懲戒処分を行う委員会ではありません。

（５） 報告

判断結果を本人及び学長に報告し、必要な対応を取るよう関係部署に依頼する。

